

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同

じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙期における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 田辺周辺広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和46年条例第12号）第2条の規定により準用する田辺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年田辺市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第17条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

(2) 第3条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員を3年を超えて業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために特に必要であると管理者が認める場合

（任期の更新）

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	375,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円
5	608,000円
6	710,000円
7	830,000円

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者

が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
 - (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
 - (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
 - (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
 - (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
 - (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
 - (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給
- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、管理者の承認を得て、その者の給料月額を決定することができる。

(特定業務等従事任期付職員の給与に関する特例)

第8条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）の給料表の種類は、職務の区分の内容に応じ、それぞれ次の給料表を準用し、適用する。

- (1) 特定業務等従事任期付職員のうち、行政職のものの給料表（次号の給料表の適用を受けない全ての特定業務等従事任期付職員に適用する。）

号給	給料月額
1	273,400円

- (2) 特定業務等従事任期付職員のうち、医療職のものの給料表 田辺周辺広域市町村圏組合一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年条例第7号）第2条第1項の規定により準用する田辺市職員の給与に関する条例（平成17年田辺市条例第45号。以下「給与条例」という。）別表第2に規定する医療職給料表
- 2 特定業務等従事任期付職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを当該給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、前項各号で準用する給料表の適用を受ける職員の職務の級の分類の基準となる職務の内容の例による。
- 3 任命権者は、特定業務等従事任期付職員の職を第1項の給料表に定める職務の級のいずれかに格付するとともに管理者が別に定める基準に従い号給を決定し、その給料表により特定業務等従事任期付職員に給料を支給しなければならない。
- 4 任命権者は、特定業務等従事任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前3項の規定にかかわらず、管理者の承認を得て、第1項第2号に定める給料表の最高額の2倍を上限として、その者の給料月額を決定することができる。

(特定業務等短時間勤務職員の給料月額)

第9条 特定業務等従事任期付職員のうち、第4条の規定により採用された短時間勤務職員（以下「特定業務等短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与条例の適用除外等)

第10条 給与条例第5条、第6条、第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第19条から第21条及び第25条から第25条の3までの規定は、特定任期付職員及び特定業務等従事任期付職員には適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、特定任期付職員及び特定業務等従事任期付職員のうち、給与条例第20条に規定する管理職員でないものについては、給与条例第14条第1項及び第2項、第15条並びに第16条の規定を適用する。

3 特定業務等短時間勤務職員に対する給与条例第11条第2項、第14条第2項及び第17条の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「特定業務等短時間勤務職員」とする。

4 特定業務等短時間勤務職員に対する給与条例第22条第2項の規定にかかわらず、「100分の107.5」とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。